

**臨時株主総会および普通株主による
種類株主総会招集のための基準日設定公告**

当社は、平成 20 年 2 月 16 日（土）を基準日（ただし、同日は株主名簿管理人の休業日であるため、実質上は平成 20 年 2 月 15 日（金））と定め、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成 20 年 3 月下旬開催予定の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めましたので公告します。

（注）本公告掲載日現在において、当社は会社法の規定する種類株式発行会社ではありませんが、当社は、上記臨時株主総会において、①当社定款の一部を変更し、会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付すこと、ならびに③会社法第 171 条第 1 項および上記各変更後の定款に基づき、当社が全部取得条項付の当社普通株式の全部（自己株式を除く。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。当該臨時株主総会において上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となり、上記②の定款変更につきましては、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そこで、当該種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしました。

平成 20 年 2 月 1 日

東京都目黒区中目黒 4 丁目 8 番 8 号
株式会社バーテックス スタンダード
代表取締役社長 長谷川 淳

株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社 本店